

山梨労働局発表
平成25年11月19日

民間企業の障害者の実雇用率は1.70% －平成25年6月1日現在の障害者の雇用状況について－

厚生労働省山梨労働局（局長 島浦幸夫）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成25年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は、平成25年4月1日に改定されています（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

<集計結果の主なポイント>

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- 雇用障害者数は過去最高を更新し、実雇用率は2年連続上昇するも、全国平均を0.06ポイント下回る。
 - ・ 雇用障害者数は1,344.0人、対前年6.8%（85.5人）増加
 - ・ 実雇用率は1.70%《全国1.76%》、対前年比0.01ポイント上昇《全国0.07ポイント上昇》
- 法定雇用率達成企業の割合は46.3%《全国42.7%》、対前年比6.4ポイント低下《全国4.1ポイント低下》

【地方公共団体】（同2.3%、県教育委員会は2.2%） [] は昨年度の数値

- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
 - ・ 県の機関：雇用障害者数 93.0人 [78.0人]、実雇用率 2.42% [2.05%]
 - ・ 県教委：雇用障害者数 128.0人 [97.0人]、実雇用率 1.98% [1.48%]
 - ・ 市町村：雇用障害者数 164.0人 [151.0人]、実雇用率 2.00% [1.88%]
 - ・ 市町村教委：雇用障害者数 12.0人 [10.0人]、実雇用率 2.03% [1.92%]
- 法定雇用率達成機関（2.3%適用）の割合は54.3%《全国82.7%》、対前年比1.2ポイント上昇。

【地方独立行政法人】（同2.3%） [] は昨年度の数値

- ・ 雇用障害者数 11.0人 [2.0人]、実雇用率 1.18% [0.28%]

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業）に雇用されている障害者の数は 1,344.0人で、前年より6.8%（85.5人）増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は960.0人（対前年比4.0%増）、知的障害者は285.5人（同9.8%増）、精神障害者は98.5人（同31.3%増）となった。
- ・ 実雇用率は、1.70%（前年は 1.69%）、法定雇用率達成企業の割合は46.3%（前年は 52.7%）であった。

（第1表、参考2）

（1）企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、今年度から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業で32.5人、56～100人未満で248.5人、100～300人未満で447.5人、300～500人未満で218.0人、500～1,000人未満で183.0人、1000人以上で214.5人と、300～500人未満及び1,000人以上を除き前年度より増加した。
- ・ 実雇用率は、従前からの報告対象であった規模区分において100～300人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業で前年を上回った。また、民間企業全体の実雇用率1.70%と比較すると、
 - 1,000人以上規模企業（1.89%）、同500～1,000人未満（2.16%）、同300～500人未満（1.79%）については上回った。
 - 100～300人未満規模企業（1.62%）、同56～100人未満（1.45%）、同50～56人未満（1.54%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～56人未満規模企業が37.5%、56～100人未満が46.4%、100～300人未満が47.8%、300～500人未満が41.7%、500～1,000人未満が69.2%、1,000人以上が33.3%と、500～1,000人未満が前年を上回り、1,000人以上が前年と同率であったが、他の区分では前年を下回った。

（第2表、参考3）

（2）産業別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、「建設業」が21.0人、「製造業」が535.5人、「情報通信業」が16.0人、「運輸業」が38.0人、「卸売・小売業」が198.0人、「金融・保険業」が80.5人、「不動産業・物品賃貸業」が3.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が2.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が45.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が78.5人、「医療・福祉」が228.5人、「教育・学習支援業」が15.0人、「複合サービス事業」が25.0人、「サービス業」が55.0人、「その他（農・林・漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業）」が3.0人であった。
- ・ 実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.10%）は法定雇用率（2.0%）を上回っている。

（第3表）

2 地方公共団体における在職状況

- ・ 地方公共団体（2.3%の法定雇用率が適用される機関：43.5人以上規模の機関）に在職している障害者の数は269.0人、実雇用率は2.13%であった。さらに、法定雇用率を達成している機関は、35機関中19機関、達成割合は54.3%（全国82.7%）となっている。
- ・ このうち、市町村については、在職している障害者の数は164.0人、実雇用率は2.00%であり、法定雇用率を達成している機関は、24機関中12機関、達成割合は50.0%となっている。市町村教育委員会については、在職している障害者の数12.0人、実雇用率は2.03%であり、法定雇用率を達成している機関は、8機関中4機関、達成割合は50.0%となっている。
- ・ 県の機関については、在職している障害者の数は93.0人、実雇用率は2.42%であり、3機関すべてが法定雇用率を達成している。
- ・ 一方、2.2%の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）については、在職している障害者は128.0人となり、前年に比べ不足数は改善されているものの、実雇用率は1.98%であり未達成となっている。

（第4表～第6表）

3 地方独立行政法人における雇用状況

- ・ 地方独立行政法人に雇用されている障害者は11.0人、前年に比べ不足数は改善されているものの、実雇用率は1.18%であり、3機関中、2機関が未達成となっている。

（第7表）

4 今後の取組

- ・ 民間企業の実雇用率は昨年より上昇したが、法定雇用率を達成していない企業の割合については前年を下回ったため、各ハローワークによる年間を通じた個別指導を行っていく。
また、不足数の大きな企業に対し、障害者雇入れ計画作成命令（障害者雇用促進法第46条）を行い、早期に法定雇用率を達成することができるよう指導することとする。
- ・ 公的機関については、昨年と比べ雇用が進んでいるものの、全国と比べ著しく低調となっていることから、労働局長等から機関のトップに対して指導を徹底する。
- ・ また、精神障害者の法定雇用率算定基礎への算入が可決成立（平成30年4月1日施行予定）していることもあり、各種の雇用支援策の活用を通じて、精神障害者を含めた障害者の雇用の促進を一層図ることとする。

民間企業における障害者の雇用状況

山梨労働局

1. 雇用率の推移(第1表)

(各年度6月1日現在)

① 概況

年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
					山梨県				全国	
平成20年度	441	69,713	267	523.5	1,057.5	1.52%	1.59%	209	47.4%	44.9%
平成21年度	429	68,608	295	518.0	1,108.0	1.61%	1.63%	220	51.3%	45.5%
平成22年度	425	67,965	302	532.0	1,136.0	1.67%	1.68%	211	49.6%	47.0%
平成23年度	464	76,625.0	331	617.0	1,279.0	1.67%	1.65%	226	48.7%	45.3%
平成24年度	452	74,412.5	314	630.5	1,258.5	1.69%	1.69%	238	52.7%	46.8%
平成25年度	514	78,890.5	333	678.0	1,344.0	1.70%	1.76%	238	46.3%	42.7%

② 障害種別雇用状況

年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の精神障害者	合計 (A+B×0.5)
平成20年度	1,057.5	214	395	823	53	96	202	24	17	32.5
平成21年度	1,108.0	235	388	858	60	93	213	29	16	37.0
平成22年度	1,136.0	237	393	867	65	99	229	29	22	40.0
平成23年度	1,279.0	268	444.0	980.0	63	120.5	246.5	38	29	52.5
平成24年度	1,258.5	243	437.5	923.5	71	118.0	260.0	51	48	75.0
平成25年度	1,344.0	253	454.0	960.0	80	125.5	285.5	72	53	98.5

2. 規模別状況(第2表)

① 概況

区分	年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
				A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
						山梨県				全国	
50～56人未満	25	40	2,112.5	12	8.5	32.5	1.54%	1.56%	15	37.5%	34.5%
	24	213	15,519.0	56	132.0	244.0	1.57%	1.39%	103	48.4%	43.7%
56～100人未満	25	233	17,174.5	48	152.5	248.5	1.45%	1.39%	108	46.4%	44.5%
	24	184	26,485.0	97	224.5	418.5	1.58%	1.44%	101	54.9%	48.5%
100～300人未満	25	186	27,611.5	110	227.5	447.5	1.62%	1.52%	89	47.8%	43.5%
	24	36	12,131.0	55	111.5	221.5	1.83%	1.63%	25	69.4%	46.8%
300～500人未満	25	36	12,178.0	53	112.0	218.0	1.79%	1.71%	15	41.7%	39.7%
	24	13	8,640.0	45	66.5	156.5	1.81%	1.70%	7	53.8%	47.1%
500～1,000人未満	25	13	8,467.0	50	83.0	183.0	2.16%	1.77%	9	69.2%	37.6%
	24	6	11,637.5	61	96.0	218.0	1.87%	1.90%	2	33.3%	57.5%
1,000人以上	25	6	11,347.0	60	94.5	214.5	1.89%	1.98%	2	33.3%	41.7%
	24	452	74,412.5	314	630.5	1,258.5	1.69%	1.69%	238	52.7%	46.8%
計	25	514	78,890.5	333	678.0	1,344.0	1.70%	1.76%	238	46.3%	42.7%

② 障害種別雇用状況

区分	年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の精神障害者	合計 (A+B×0.5)
50～56人未満	25	32.5	11	8.0	30.0	1	0.5	2.5	0	0	0.0
	24	244.0	42	77.5	161.5	14	34.0	62.0	8	25	20.5
56～100人未満	25	248.5	37	91.0	165.0	11	37.0	59.0	14	21	24.5
	24	418.5	67	153.5	287.5	30	39.0	99.0	22	20	32.0
100～300人未満	25	447.5	71	150.0	292.0	39	36.5	114.5	27	28	41.0
	24	221.5	50	81.0	181.0	5	24.5	34.5	6	0	6.0
300～500人未満	25	218.0	49	76.5	174.5	4	27.5	35.5	8	0	8.0
	24	156.5	39	57.0	135.0	6	2.0	14.0	6	3	7.5
500～1,000人未満	25	183.0	41	66.0	148.0	9	4.5	22.5	11	3	12.5
	24	218.0	45	68.5	158.5	16	18.5	50.5	9	0	9.0
1,000人以上	25	214.5	44	62.5	150.5	16	19.5	51.5	12	1	12.5
	24	1,258.5	243	437.5	923.5	71	118.0	260.0	51	48.0	75.0
計	25	1,344.0	253	454.0	960.0	80	125.5	285.5	72	53.0	98.5

3. 産業別状況(第3表)

① 概況

区分	年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
				A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の 障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
						山梨県				全国	
建設業	24	10	963.0	7	2.0	16.0	1.66%	1.52%	7	70.0%	47.3%
	25	12	1,140.0	8	5.0	21.0	1.84%	1.58%	7	58.3%	43.1%
製造業	24	140	28,772.5	144	225.0	513.0	1.78%	1.81%	91	65.0%	55.4%
	25	161	29,679.5	152	231.5	535.5	1.80%	1.86%	92	57.1%	50.6%
情報通信業	24	13	1,607.5	3	7.0	13.0	0.81%	1.42%	4	30.8%	27.1%
	25	16	1,844.0	6	4.0	16.0	0.87%	1.48%	4	25.0%	22.1%
運輸業	24	19	2,215.0	5	18.0	28.0	1.26%	1.74%	8	42.1%	51.2%
	25	23	2,374.0	7	24.0	38.0	1.60%	1.82%	11	47.8%	47.9%
卸売・小売業	24	76	12,537.0	44	96.0	184.0	1.47%	1.48%	32	42.1%	36.0%
	25	85	13,198.5	50	98.0	198.0	1.50%	1.56%	30	35.3%	31.8%
金融・保険業	24	8	5,153.0	19	37.5	75.5	1.47%	1.76%	2	25.0%	41.7%
	25	8	4,775.0	21	38.5	80.5	1.69%	1.83%	0	0.0%	33.6%
不動産業・物品賃貸業	24	2	190.0	0	1.5	1.5	0.79%	1.39%	1	50.0%	33.7%
	25	4	358.5	0	3.0	3.0	0.84%	1.43%	2	50.0%	29.9%
学術研究、専門・技術サービス業	24	3	317.5	2	0.0	4.0	1.26%	1.50%	2	66.7%	34.3%
	25	4	254.0	1	0.0	2.0	0.79%	1.61%	1	25.0%	29.8%
宿泊業、飲食サービス業	24	17	2,213.0	2	35.0	39.0	1.76%	1.58%	9	52.9%	40.9%
	25	18	2,390.0	4	37.0	45.0	1.88%	1.68%	11	61.1%	38.8%
生活関連サービス業、娯楽業	24	17	2,123.5	28	22.5	78.5	3.70%	1.94%	7	41.2%	38.6%
	25	23	2,529.0	26	26.5	78.5	3.10%	1.98%	12	52.2%	35.9%
医療・福祉	24	87	10,844.0	48	126.5	222.5	2.05%	1.98%	53	60.9%	56.7%
	25	99	12,339.0	41	146.5	228.5	1.85%	2.05%	47	47.5%	53.7%
教育・学習支援業	24	9	1,382.5	3	10.5	16.5	1.19%	1.42%	2	22.2%	41.5%
	25	10	1,467.5	3	9.0	15.0	1.02%	1.45%	1	10.0%	36.3%
複合サービス事業	24	8	1,763.5	3	14.0	20.0	1.13%	1.59%	4	50.0%	49.2%
	25	8	2,056.5	5	15.0	25.0	1.22%	1.63%	1	12.5%	41.6%
サービス業 (他に分類されないもの)	24	38	3,944.0	6	30.0	42.0	1.06%	1.70%	12	31.6%	43.0%
	25	38	4,123.0	9	37.0	55.0	1.33%	1.80%	17	44.7%	39.7%
その他	24	5	386.5	0	5.0	5.0	1.29%	1.84%	4	80.0%	53.5%
	25	5	362.0	0	3.0	3.0	0.83%	1.91%	2	40.0%	47.4%
計	24	452	74,412.5	314	630.5	1258.5	1.69%	1.69%	238	52.7%	46.8%
	25	514	78,890.5	333	678.0	1344.0	1.70%	1.76%	238	46.3%	42.7%

② 障害種別雇用状況

区分	年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の 障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の 障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の 精神障害者	合計 (A+B×0.5)
建設業	24	16.0	7	2.0	16.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
	25	21.0	8	3.0	19.0	0	2.0	2.0	0	0	0.0
製造業	24	513.0	122	172.0	416.0	22	38.0	82.0	15	0	15.0
	25	535.5	126	177.5	429.5	26	39.0	91.0	14	2	15.0
情報通信業	24	13.0	3	6.0	12.0	0	0.0	0.0	1	0	1.0
	25	16.0	6	3.0	15.0	0	0.0	0.0	1	0	1.0
運輸業	24	28.0	5	18.0	28.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
	25	38.0	7	18.0	32.0	0	0.0	0.0	6	0	6.0
卸売・小売業	24	184.0	25	60.5	110.5	19	28.0	66.0	6	3	7.5
	25	198.0	27	60.0	114.0	23	27.0	73.0	9	4	11.0
金融・保険業	24	75.5	18	31.5	67.5	1	3.0	5.0	3	0	3.0
	25	80.5	19	30.5	68.5	2	3.0	7.0	5	0	5.0
不動産業・物品賃貸業	24	1.5	0	1.5	1.5	0	0.0	0.0	0	0	0.0
	25	3.0	0	3.0	3.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	4.0	2	0.0	4.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
	25	2.0	1	0.0	2.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	24	39.0	1	13.5	15.5	1	13.5	15.5	6	4	8.0
	25	45.0	3	13.0	19.0	1	14.0	16.0	6	8	10.0
生活関連サービス業、娯楽業	24	78.5	3	11.0	17.0	25	11.0	61.0	0	1	0.5
	25	78.5	3	16.0	22.0	23	9.5	55.5	1	0	1.0
医療・福祉	24	222.5	45	69.5	159.5	3	17.0	23.0	20	40	40.0
	25	228.5	37	74.0	148.0	4	25.0	33.0	28	39	47.5
教育・学習支援業	24	16.5	3	8.0	14.0	0	2.5	2.5	0	0	0.0
	25	15.0	3	7.0	13.0	0	2.0	2.0	0	0	0.0
複合サービス事業	24	20.0	3	13.0	19.0	0	1.0	1.0	0	0	0.0
	25	25.0	5	13.0	23.0	0	1.0	1.0	1	0	1.0
サービス業 (他に分類されないもの)	24	42.0	6	26.0	38.0	0	4.0	4.0	0	0	0.0
	25	55.0	8	33.0	49.0	1	3.0	5.0	1	0	1.0
その他	24	5.0	0	5.0	5.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
	25	3.0	0	3.0	3.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
計	24	1258.5	243	437.5	923.5	71	118.0	260.0	51	48	75.0
	25	1344.0	253	454.0	960.0	80	125.5	285.5	72	53	98.5

※ 「その他」の区分の内訳は、「農・林・漁業」、「鉱業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

(第4表)

地方公共団体(法定雇用率2.3%が適用される機関)における障害者の在職状況□

(山梨労働局管内)
(各年度6月1日現在)

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関			
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成19年度	31	13,476	275.0	2.04%	2.32%	26	66.7%	81.8%
平成20年度	37	13,151	273.0	2.08%	2.36%	26	70.3%	84.5%
平成21年度	36	12,894	270.0	2.09%	2.39%	26	72.2%	88.2%
平成22年度	34	12,153	248.0	2.04%	2.43%	25	73.5%	88.8%
平成23年度	35	12,558.0	246.5	1.96%	2.27%	19	54.3%	84.1%
平成24年度	32	12,358.5	239.0	1.93%	2.30%	17	53.1%	86.8%
平成25年度	35	12,646.0	269.0	2.13%	2.38%	19	54.3%	82.7%

(第5表)

地方公共団体(県教育委員会等の、法定雇用率2.2%が適用される機関)における障害者の在職状況

(山梨労働局管内)
(各年度6月1日現在)

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関			
					全国実雇用率	機関数	割合	全国達成割合
平成19年度	2	5,963	77.0	1.29%	1.55%	1	50.0%	56.9%
平成20年度	2	5,932	70.0	1.18%	1.62%	1	50.0%	55.3%
平成21年度	2	5,874	69.0	1.17%	1.72%	1	50.0%	54.3%
平成22年度	2	5,832	73.0	1.25%	1.78%	1	50.0%	60.8%
平成23年度	1	6,501.5	95.0	1.46%	1.77%	0	0.0%	67.6%
平成24年度	1	6,544.0	97.0	1.48%	1.88%	0	0.0%	70.2%
平成25年度	1	6,468.0	128.0	1.98%	2.01%	0	0.0%	57.6%

※ 2.2%が適用される教育委員会は、学校教育法第1条の中学、高校の教諭の任命権を有する教育委員会であり、平成22年度以前の機関数は大月市教育委員会を含む。

(第6表)

山梨労働局管内の地方公共団体の平成25年6月1日現在における、個別の障害者雇用状況

(1) 市町村の状況(法定雇用率2.3%)

24機関(うち達成機関12、未達成機関12、達成機関割合50.0%)

	※ 特例 認定	法定雇用障害 者数の算定の基 礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
市町村の合計		8205.0	164.0	2.00%	29.0	
甲府市	○	1740.0	40.0	2.30%	0.0	
富士吉田市		662.0	11.0	1.66%	4.0	
甲州市		296.0	1.0	0.34%	5.0	
都留市		311.5	4.0	1.28%	3.0	
山梨市		390.5	8.0	2.05%	0.0	
大月市		246.0	6.0	2.44%	0.0	
韮崎市		246.0	5.0	2.03%	0.0	
南アルプス市	○	518.0	16.0	3.09%	0.0	
甲斐市		363.0	8.0	2.20%	0.0	
笛吹市	○	542.0	11.0	2.03%	1.0	
北杜市	○	737.0	20.0	2.71%	0.0	
上野原市		181.0	2.0	1.10%	2.0	
中央市	○	393.5	6.5	1.65%	2.5	
市川三郷町	○	346.5	4.0	1.15%	3.0	
富士川町		176.0	2.0	1.14%	2.0	
身延町		171.0	1.0	0.58%	2.0	
南部町		107.0	0.0	0.00%	2.0	
昭和町		125.0	0.5	0.40%	1.5	
西桂町		63.0	0.0	0.00%	1.0	
忍野村		77.0	4.0	5.19%	0.0	
山中湖村		75.0	2.0	2.67%	0.0	
富士河口湖町		154.0	3.0	1.95%	0.0	
甲府市上下水道局		185.0	6.0	3.24%	0.0	
身延町早川町 一部事務組合		99.0	3.0	3.03%	0.0	

※ 笛吹市は、公表日現在で達成済。

※ ○印は特例認定のため、各教育委員会と合算している。

特例認定とは、ある地方機関及び関係機関との申請に基づき、人的関係が緊密である等の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定(認定権限は都道府県労働局長に委任されている)を受けた場合に、特例的に関係機関に勤務する職員を当該機関に勤務する職員とみなすものである。

(2) 市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.3%)

8機関(うち、達成機関4、未達成機関4、達成機関割合 50.0%)

	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合 計	592.0	12.0	2.03%	4.0	
富士吉田市教育委員会	80.0	3.0	3.75%	0.0	
甲州市教育委員会	58.0	3.0	5.17%	0.0	
都留市教育委員会	75.0	2.0	2.67%	0.0	
山梨市教育委員会	88.5	1.0	1.13%	1.0	
韮崎市教育委員会	77.5	0.0	0.00%	1.0	
甲斐市教育委員会	66.0	0.0	0.00%	1.0	
身延町教育委員会	83.0	0.0	0.00%	1.0	
昭和町教育委員会	64.0	3.0	4.69%	0.0	

(3) 山梨県の2.3%適用機関の状況
3機関(うち、達成機関3、達成機関割合100.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	3849.0	93.0	2.42%	0.0	
知事部局	3431.0	81.0	2.36%	0.0	
県警	357.0	9.0	2.52%	0.0	
公営企業局	61.0	3.0	4.92%	0.0	

(4) 山梨県の2.2%適用機関の状況
1機関(うち、未達成機関1、達成機関割合0.0%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	6468.0	128.0	1.98%	14.0	
山梨県教育委員会	6468.0	128.0	1.98%	14.0	

(第7表)

地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.3%)
3機関(うち、達成機関1、未達成機関2、達成機関割合33.3%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
合計	929.0	11.0	1.18%	9.0	
県立病院機構	732.5	9.0	1.23%	7.0	
山梨県立大学	106.0	0.0	0.00%	2.0	
都留文科大学	90.5	2.0	2.21%	0.0	

注1 表中、精神障害者である短時間労働者(平成23年度からは身体障害者である短時間労働者及び知的障害者である短時間労働者を含む)を0.5とカウントするため、障害者の数は小数点第1位まで記載する。(公的機関も同様)

2 表中、平成23年度より法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数は短時間労働者を0.5とカウントするため、小数点第1位まで記載する。(公的機関も同様)

3 表中、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

4 表中、「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

5 表中、「不足数」とは、上記注3の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から上記注4の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

従って、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(参考1)

◎ 法定雇用率とは・・・

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

（ ）内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

* 民間企業・・・	{ 一般の民間企業 2. 0% (50人以上規模の企業) 特殊法人及び独立行政法人 2. 3% (43.5人以上規模の法人) }
* 国、地方公共団体	
	(43.5人以上の機関)
* 都道府県等の教育委員会	2. 2%
	(45.5人以上の機関)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している。

◎ 法定雇用障害者数の計算

$$\text{法定雇用障害者数 (注1)} = \left[\text{企業全体の常用労働者数 (注3)} - \text{除外率設定業種にあっては除外率相当労働者数 (注2)} \right] \times \text{法定雇用率 (上記参照)}$$

法定雇用障害者数の算定基礎となる常用労働者の数

(注1) 法定雇用障害者数とは、企業が雇用すべき障害者の数（端数は切り捨て）

(注2) 除外率相当労働者数とは、障害者の就業が一般に困難と認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種（除外率設定業種）について定められた率（除外率）を乗じて得た数

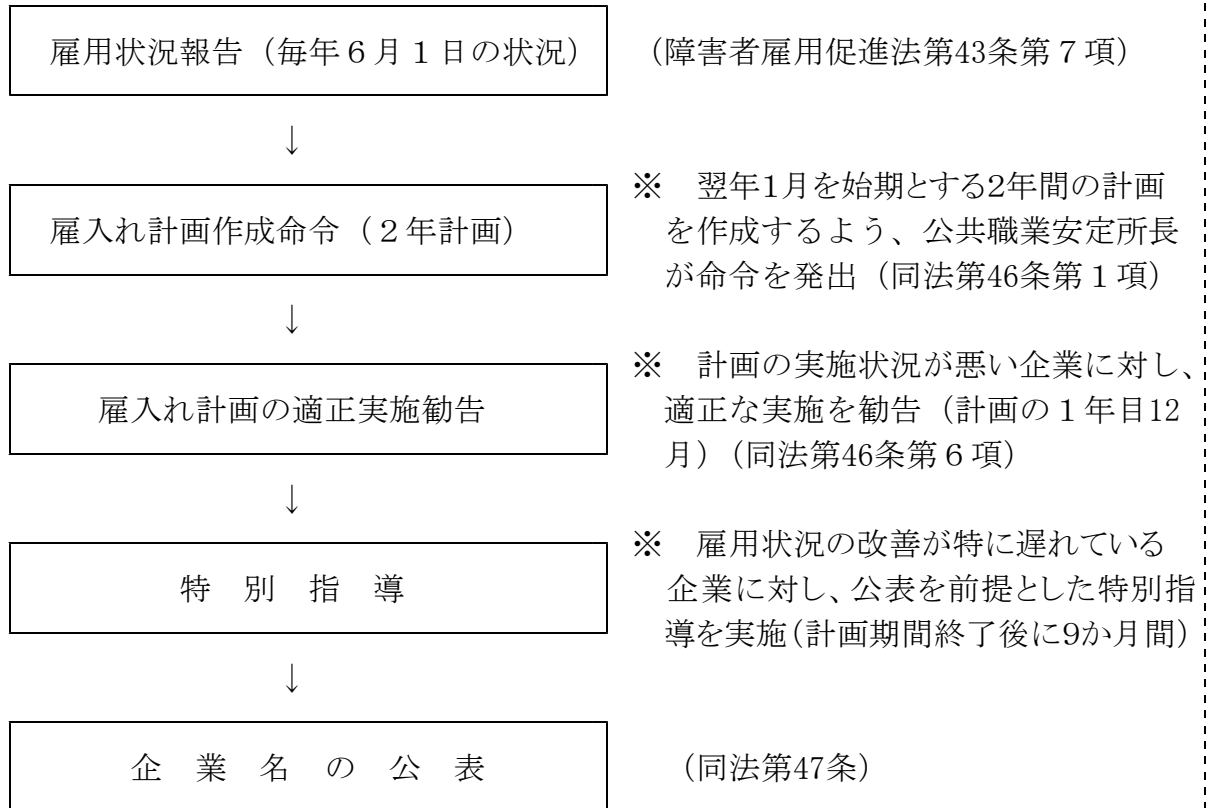
※ 除外率は、廃止に向けて段階的に縮小することとなっている。

(注3) 算定基礎となる常用労働者の数とは、企業全体の常用労働者数から除外率相当労働者数を控除して求めた数

【例】常用労働者数が180人の企業であれば『 $180 \times 2.0\% = 3.6$ 』となり、3人以上（端数切り捨て）の障害者を雇用する義務がある。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



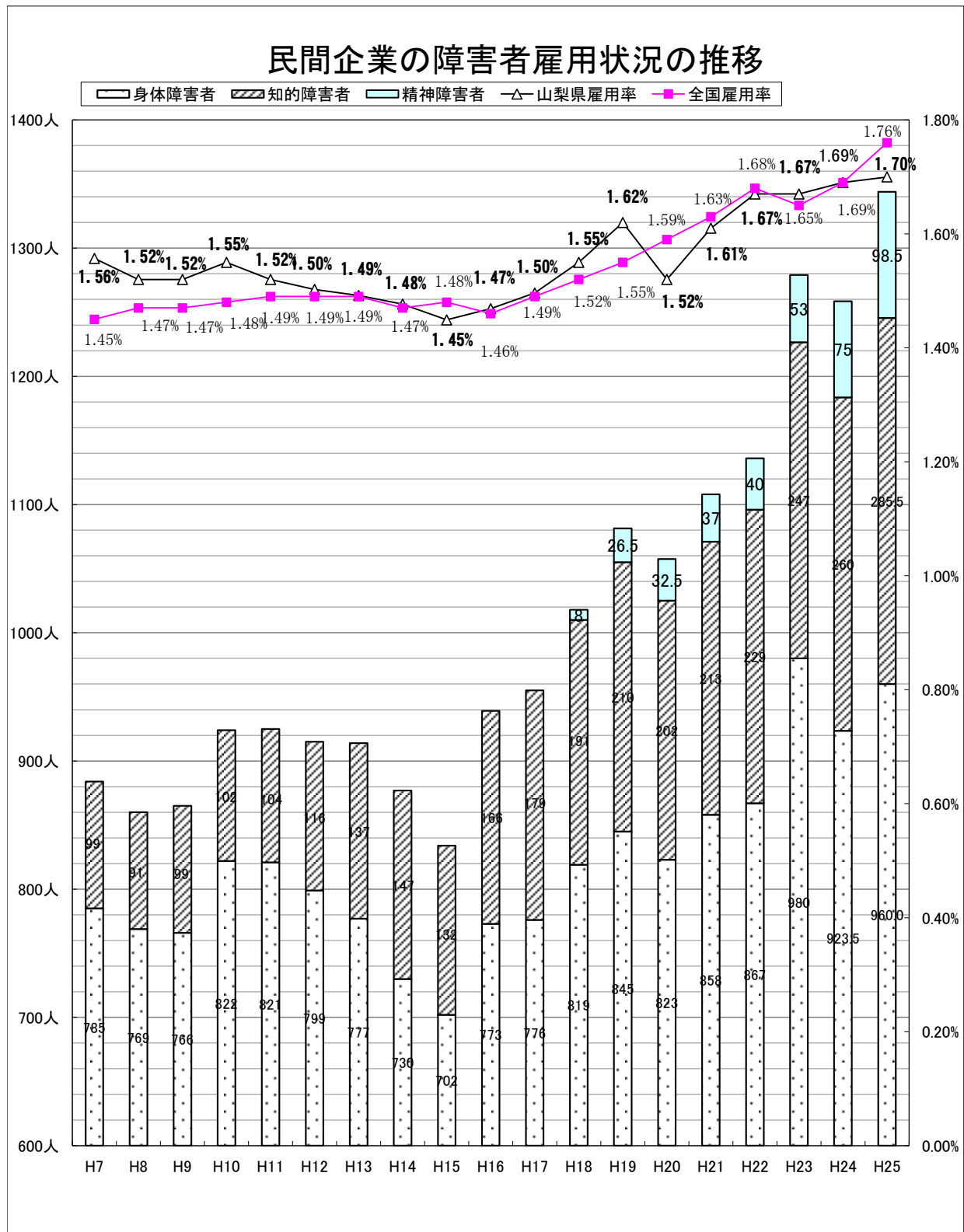
※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 平成24年度の実績
 - ※ 「雇入れ計画作成命令」の発出 0社
 - ※ 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社

- 雇入れ計画を実施中の企業 2社(平成24年度)

- 企業名の公表 0社



(注)障害者の数は、次に掲げる者の合計である。

【平成5年度～】身体障害者、知的障害者(ともに重度はダブルカウント)、重度身体又は重度知的障害者である短時間労働者

【平成18年度～】精神障害者、精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)

【平成23年度～】身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)が算定の対象に加えられた

民間企業における規模別の実雇用率の推移

